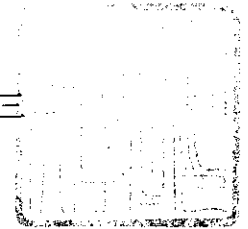


国交政審(海) 第3号
平成19年8月28日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三



交通政策審議会への諮問について

海上交通安全法第36条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第57号

東京湾及び伊勢湾における海上交通規制等の見直しについて

諮問理由

東京湾においては、第三海堡の撤去及び中ノ瀬航路の浚渫が概ね完了し、伊勢湾においては、伊勢湾海上交通センターの運用が開始され、中山水道開発保全航路の浚渫が完了している。このように、両湾において船舶交通をとりまく環境に変化が生じるため、海上交通規制等について見直しを行ったところ、海上交通安全法に定める交通規制の改廃が必要であることから、同法第36条の規定に基づき、同法の施行に関する重要事項として本審議会の御意見を賜りたく、諮問するものである。